



## 親元同居近居支援補助金制度の概要



市は、若い世代と高齢者世代が互いに支え合い安心して暮らせる環境をつくるために、市内に居住する親世帯と同居又は近居を目的として、本市において自己の居住の用に供するための住宅の購入等をし、転入した子育て世代等に対して、補助金を交付します。

### 補助対象者

平成28年4月1日以後に契約をして、住宅を新築若しくは購入または増築若しくは20万円以上のリフォームをした方で次の要件を満たす方

- (1) 申請者又は申請者の配偶者が転入者であること。
- (2) 申請者及び申請者の配偶者が転入日において年齢が49歳以下であること。
- (3) 申請者の親又は申請者の配偶者の親の1名以上が、転入日において5年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 申請者の世帯員及び親の世帯員全員（18歳未満を除く）が、前年度分の市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 申請者の世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) リフォーム工事を行った場合は、その住宅を本人、配偶者、本人の親又は配偶者の親が所有していること。
- (7) 新築、購入又は増築した住宅を登記すること
- (8) 新築、購入、増築又はリフォーム工事をした住宅の所在地に転入し、当該住宅に居住すること

**転入者：**本市に10年以上居住する意思をもって、本市以外の市区町村から転入し、居住し、本市の住民基本台帳に記録されており、転入する日前1年間に本市の住民基本台帳に記録されたことのない方。

### 補助金の額

床面積 50㎡以上の住宅を新築または購入した場合	住宅を30㎡以上増築した場合	20万円以上のリフォーム工事をした場合
最大50万円※	最大40万円※	最大20万円※

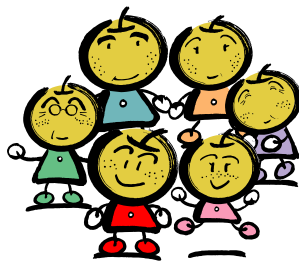
※申請日において、中学生以下の子どもがいる場合の10万円加算後の金額

## 補助金を申請するにあたっての注意事項

転入した日から1年以内に、以下の書類を市に提出してください。

- (1) 申請書 ※
- (2) 誓約書 ※
- (3) 申請者の世帯員及び親の世帯員全員の住民票の写し(続柄が記載されたものに限る。)
- (4) 申請者の世帯員及び親の世帯員全員(18歳未満の者を除く)の前年度分の市区町村税の納税証明書の写し又は非課税証明書の写し
- (5) 転入者である申請者又は申請者の配偶者の戸籍の附票の写し等  
(転入日前1年間に本市の住民基本台帳に記録されたことが無いことがわかる書類)
- (6) 申請者又は申請者の配偶者と親の続柄を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- (7) 住宅の登記事項証明書の写し
- (8) 住宅の確認済証の写し
- (9) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (10) 領収書の写し
- (11) 住宅の位置図
- (12) 住宅の平面図(リフォーム工事をした場合は、リフォーム工事の内容を明らかにする図面)
- (13) リフォーム工事の工事前、工事中及び工事後の写真等工事の実施を明らかにするもの(リフォーム工事をした場合)
- (14) 母子健康手帳の写し(申請者が属する世帯に子どもがおらず、申請者又は申請者の配偶者が妊娠している場合)
- (15) その他市長が必要と認める書類

※ 申請書および誓約書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。  
また、建築宅地課窓口にて配布しております。



問合せ先：白井市建築宅地課 電話 492-1111 内線 3714~5